

申告相談日程表

相談時間は、9時～11時30分及び13時～16時です。
受付は、各相談時間の30分前からとなります。

月 日	対 象 地 区	会 場
2月17日(月)	下記に来られない方	
2月18日(火)	大野・西平(下郷・宿)	
2月19日(水)	大野・西平(西平上サ・宮平・清水・奥畑)	
2月20日(木)	西平(女鹿岩・池ノ入・後野)・雲河原・梶平	都幾川公民館 3階講座室
2月21日(金)	瀬戸元上・大附	
2月25日(火)	瀬戸元下・関堀	
2月26日(水)	馬場・別所	
2月27日(木)	本郷・田中	
2月28日(金)	桃木・番匠1	
3月3日(月)	番匠(2・台) ※	
3月4日(火)	番匠(4・5) ※	
3月5日(水)	田黒・日影	
3月6日(木)	田黒・五明	
3月7日(金)	玉川(春和3・4・5)	文化センター (アスパアたまがわ) 2階会議室
3月10日(月)	玉川(春和1・2)	
3月11日(火)	玉川(根際)	
3月12日(水)	玉川(上郷・仲井)	
3月13日(木)	玉川(一ト市)	
3月14日(金)	上記に来られない方	
3月17日(月)		

※番匠の2、3日目の会場は「アスパアたまがわ」になります。

※申告相談期間中は、日程表以外の場所では申告相談を行っていませんので、ご注意ください。

※来場者数に偏りが出ないように地区の割振りをしていますが、いずれの日でも申告することができまので都合のよい日をご利用ください。ただし、例年初日は大変混雑していますので、初日は長時間お待ちいただくことをご承知おきください。

※収入のない方の町県民税申告は、税務会計課と第二庁舎商工観光課で受け付けています。申告期間前(令和7年1月6日)から受け付けており、比較のお待ちいただくこともありませんので、ぜひご利用ください。



国税庁 HP
確定申告書等
作成コーナー

確定申告の方(町県民税の申告の方は除く)は、ぜひご自宅からパソコン・スマホによるe-Tax(電子申告)にご協力ください。利用方法は、国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」等を参照してください。

税理士記念日における「税に関する無料相談」

2月23日は税理士記念日です。下記のとおり、税理士事務所において「税に関する無料相談」を行います。ご希望の方は税理士会事務局へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください(手続きにより、料金が発生する場合があります。)

日時▶2月21日(金) 10時～16時

受付▶1月15日(水)～2月7日(金)

問▶関東信越税理士会東松山支部事務局
☎25-2670(月～金の9時～14時)

税理士による無料税務相談をご利用ください

年収600万円以下の方を対象に、税理士による税務相談を無料で行います。ご希望の方は税理士会事務局へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください(手続きにより、料金が発生する場合があります。)

対象▶①年金受給者の方 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方

日時▶2月3日(月)～2月14日(金)

受付▶1月15日(水)～2月7日(金)

問▶関東信越税理士会東松山支部事務局
☎25-2670(月～金の9時～14時)

所得税及び復興特別所得税・町県民税の申告について

～ 申告期間 令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで ～

所得税及び復興特別所得税と町県民税の申告を受け付けます。申告時間短縮のためにも、事前準備(医療費控除の明細書、収支内訳書の作成等)及び必要書類の持参忘れのないようお願いします。申告期限間際になると、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。余裕をもって正しく申告しましょう。

問 税務会計課 ☎65-0811

所得税の申告が必要な方

次の事項に該当する方です。

- ① 事業や不動産などの令和6年中の各種所得の合計額が、基礎、配偶者、扶養などの所得控除の合計額を超える方。
- ② 令和6年中の給与等の収入金額が2千万円を超える方。
- ③ 給与所得者で、給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。
- ④ 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与と退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える方。

個人年金、生命保険等の満期金・解約金等の収入があった方も申告が必要です。

町県民税(住民税)の申告が必要な方

令和7年1月1日現在、ときがわ町に住所があり、所得税の確定申告が不要な次の事項に該当する方です。

- ① 給与所得者で次の事項に該当する方。
◆勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がなかった方。
◆給与所得以外に所得のあった方。
◆給与所得のみで、令和6年中に就職または退職して、勤務先で年末調整をしていない方。
- ② 年金所得者で次の事項に該当する方。
◆公的年金に係る雑所得以外に所得のある方。
- ③ 各種控除を追加で申告される方。

④ 収入のなかった方。

※町県民税の非課税判定、国民健康保険税の軽減、介護保険の段階判定、後期高齢者医療制度保険料計算、扶養認定、福祉関係手当、保育料の算定などの資料として、収入がないことを申告してください。

通知をお送りします

令和5年分の申告を基に、町県民税の申告が必要と思われる方には、役場税務会計課から「申告相談について」のハガキをお送りしますが、届かない場合でも該当すると思われる方は、申告してください。なお、所得税の申告をされる方は、町県民税の申告は必要ありません。

※町県民税の申告書は送付しません。郵送での申告を希望される方は、お手数ですが税務会計課までご連絡ください。

申告に必要なもの

- ① マイナンバーカードまたは通知カード(氏名・住所が住民票と一致している場合に限る)
- ② 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
- ③ 利用者識別番号をお持ちの方は、番号がわかる書類
- ④ 所得の確認できる書類
◆源泉徴収票 ※給与所得者、年金受給者
◆収入や経費の帳簿に基づいて作成した収支内訳書 ※営業等、不動産、農業所得者
◆申告対象の固定資産税納税通知書(土地・家屋課税明細書) ※不動産所得者
- ⑤ 社会保険(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の支払証明書や領収書
- ⑥ 生命保険(個人年金含む)、地

震保険等の控除証明書

⑦ 医療費控除の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)を活用する方は、通知を明細書に添付してください。

※明細書は必ず作成のうえ、お越しください。用紙は1月下旬から税務会計課及び商工観光課で配布します。国税庁 HP からダウンロードもできます。

※領収書添付または提示では申告はできません。

※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける際は、セルフメディケーション税制の明細書が必要です。

⑧ 寄附の証明書等(確定申告をするとうるさと納税のワンストップ特例制度が適用できません。ワンストップ特例制度を利用された方も持参してください。)

⑨ 障害者手帳等

⑩ 学生証

⑪ 還付または口座振替で納税する場合、預貯金口座が分かるもの。口座振替で納付を行う場合は、通帳印も必要です。

※税務署から「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が送付された場合は、申告会場にご持参ください。

次の内容は税務署(東松山市民文化センター)へ

土地や建物、株式を売り、譲渡所得のある方/配当所得(分離課税)、先物取引にかかる所得のある方/青色申告の方/雑損控除のある方/住宅借入金等特別控除1年目の方/国外の親族を扶養とする方/営業、農業等の事業の方で、収支内訳書の作成の方法がわからない方/その他高度な判断を要する方